

日本古代国家の「化」の概念——八世紀を中心に——

朴 昔順

はじめに

日本の律令国家の位置づけや内外の諸関係を巡る問題は、しばしば中国的「華夷」思想の観点から論じられてきた。⁽¹⁾即ち、「王化」思想を持ち、「帝国」型国家を標榜しようとしたというふう述べられ、「蕃国」や「夷狄」等古代中央政権の支配が及ばなかった地域との関係が説明されてきた。また、国家の内部構造においても、「化内」の民と、その枠から排除され差別された「異民族集団」たる「化外」の民が、対置されてきた。⁽²⁾このように、支配層が持っていたとみられる「化」のイデオロギーが、国際関係の上だけではなく、同じように日本列島内においても表れていたことが特に注目されよう。

そして、さらに、古代国家内部における「化」の論理には、単なる「異民族」支配の論理以上の意味があったと考えられる。即ち、内部政治体制における権力がその正当性を主張し、国内における秩序づけ

を行う際に、対立する異質なものを、「化」（「王化」）の論理を軸に區別したとみられるのである。国内において民も、「化」に浴しているかどうか（「王化の民」であるかどうか）が、その位置関係を規定する重要な要素となりえた。⁽⁴⁾

本稿は、日本古代国家の性格が窺える理念・概念の一つであり、その特殊性が説明できる歴史用語として「化」を取り上げる。八世紀における「化」の論理とその主張の意味、それに伴う内部権力構造との連関性—特に王権（天皇権）の正当化の論理—について検討してみることにする。

一 八世紀にみられる「化」の形態

八世紀にみられる「化」の形態については、まず、以下のようにA類・B類・C類に分けて考えてみる事ができる（主に『続日本紀』を考察の対象とした。なお、特に断らない限り、史料の引用は国史大

系本に依る)。

A類の「化」の概念には、本来の中国的な統治理想⁽⁵⁾がそのまま反映され表現されたものといえる。「天皇の徳の及ぶ」地に、民に対する統治を具現する精神として示される「化(オモブケ)」である。例えば、

○史料1 『続日本紀』宝龜四年(七七三) 四月壬戌条

勅曰。朕君臨四海。子育兆民。崇徳忘^レ儉。恤^レ刑廢^レ寢。而徳化未^レ洽。災異屢臻。……

「朕は天下に君主として臨み、人民を子として育んでゐる。徳を尊ぶのあまり食事を忘れ、刑を憐れむあまり寝ることもできない。しかし、徳化はまだあまねく行きわたらず、災異はしばしば発生している。……」というような例がそれである。

このような「化」の理念は、八世紀の例においては主に、国内における天皇の詔勅や、上表・奏の中で窺われる。また対外的には、賜渤海国王書、渤海国王啓、新羅使節の奏言の中でみられるが、いずれもその代表権の所在・統治理念を明らかにするものとして示されている。その様態については、以下の表のようにまとめられよう。

表1・A類

| 書式 | 記事年月日 | 「化」の表現 | 記事内容 |
|-----|-----------|--------|------------------------------------|
| ① 詔 | 靈龜元・一〇・乙卯 | 刑錯之化 | 陸田に雑穀を栽培することを奨励 |
| | 養老五・二・癸巳 | 何化天下 | 異常事態の兆しをみ、臣下の進言を求め春の耕作開始に際して農耕を勧める |
| | 養老七・二・己酉 | 闢化・淳化 | 人民の痴苦を問うための使を發遣する |
| | 天平六・四・壬子 | 撫育之化 | |
| | 天平一三・三・乙巳 | 政化 | 国分寺建立 |

| ② 勅 | ③ 上表 |
|--|--|
| 宝字二・正・戊寅 宝字二・二・壬戌 延暦元・四・癸亥 延暦四・五・癸丑 延暦四・六・辛巳 延暦六・一〇・丁亥 | 天平八・一一・丙戌 宝字二・八・庚子 |
| 風化 則天施化 聖化 簡易之化 化猶闕於東戸 政化 淳化 | 化及翼鱗 化被海路之所通 天平之化・昌化 |
| 職務に励むこと 問民苦使派遣 供祭・医療以外の飲酒、無斷集會の禁止 造宮・勅旨省、造法花寺・鑄錢司を罷める 祥瑞による授位、免稅慶瑞表に対する詔報 豊作による賑恤 | 葛城王等の橘宿祢賜姓を願う 孝謙・光明子に尊号を |
| 天平一六・九・丙戌 天平二〇・三・戊寅 勝宝元・二・壬戌 勝宝八・一一・丁巳 宝字二・一〇・甲子 宝字三・六・丙辰 宝字五・八・癸丑 宝字八・一二・庚寅 神護元・正・己亥 宝龜四・正・癸未 宝龜四・四・壬戌 宝龜五・三・丁巳 | 風化 風俗之化 虧化 從其化・未可以化 濟世彌化 皇化 善化 徳化 風化 徳化 簡易之化 |
| 巡察使に向ける指示 天皇の徳政による大赦 譜代郡領の簡定・任用 出納諸司の官人に対して彈正台に取り締まらせる 国司の任期を六年に改める 維城典訓・律令格式を讀む者を官人にすべきこと 国司の勤務態度を改めることを督励 天皇の徳政による大赦 天平神護改元 災異による大赦 災異による大赦 員外国司の五年已上歴任者を解脚する | |

| | | | |
|--------|------------|--------|---------------------|
| ④ 奏 | 宝亀元・五・壬申 | 政化 | 祥瑞に対する叙位・賜物等を望む |
| | 宝亀六・八・庚辰 | 化被群方 | 毎国の公廩稲を割き在京俸禄を益すこと |
| | 宝亀一一・三・辛巳 | 濟世興化 | 國ごとに兵士の数を定めること |
| ⑤ 賜渤海書 | 宝龜三・二・己卯 | 化有輯於同軌 | 国書無礼のこと、隣交の好を継続すること |
| | 延曆一七・五・戊戌 | 慕化 | 六年一來を告ぐ |
| | 延曆一八・四・己丑 | 慕風化 | 年期を定めないことを告ぐ |
| ⑥ 渤海王啓 | 延曆一五・一〇・己未 | 慕盛化 | 年期を定めることを求める |
| | 延曆一七・一二・壬寅 | 慕化 | 六年一來を短縮することを求める |
| ⑦ 新羅奏 | 宝龜十一・正・辛未 | 天皇恩化 | 新羅國王言う |
| | | | |

・『続日本紀』参照、*印は『日本後紀』、『類聚国史』参照。

また、以上のような中国的な「化」の理念の下で、それに逆らう、または従う（或いは慕う）等と判断され、それに対する実際的な措置が伴っていたと思われるものをB類とする。その中で、まずBa類とは、そのような「化」のイデオロギーを律令国家側から強制する側面

をもっていたと考えられる記事である。例えば、

○史料2 『続日本紀』大宝二年（七〇二）八月丙申条

薩摩・多嶺、隔レ化逆レ命。於レ是發レ兵征討、遂校レ戸置レ吏焉。

右は、『続日本紀』に最初に登場する「化」の用例であるが、「征討」の理由として「化を隔てて命に逆らった」ことがあげられている。同じく養老四年（七二〇）には「化に逆らつて」良民を害したので「誅罰」が行われた（同年六月戊戌条）。そればかりでなく、和銅三年（七一〇）に「荒俗を教諭し、聖化に馴服」させたこと（同年正月庚辰条）、また、天平宝字四年に「荒夷を教導し、皇化に馴従」させたこと（同年正月丙寅条）などはみな、律令国家の領土確定過程に関係して起こったことであろうが、「化」の理念によって「我が世界」と「他」を区別する認識があり、さらには「化」内部への編制を強制・誘導していた姿として見受けられることができる。

●表2・Ba類

| 記事月日 | 「化」の内容 | 「化」理念の適用者 |
|-----------|--------|-----------|
| 大宝二・八・丙申 | 隔化逆命 | 薩摩・多嶺 |
| 和銅三・正・庚辰 | 馴服聖化 | 日向隼人 |
| 養老四・六・戊戌 | 怙乱逆化 | 西隅小賊 |
| 宝字四・正・丙寅 | 馴従皇化 | 陸奥国荒夷 |
| 延曆一九・五・己未 | 以靡風化* | 甲斐国夷俘 |

・『続日本紀』参照、*印は『類聚国史』参照。

そして、Bb類であるが、ここでは、「慕レ化来朝」、「帰慕皇化」、『自投聖化』等という、自らの意志による集団或いは個人的な行為がみられる。即ち、「化」という統治上の観念が、さらに、「帰す（オモツク）」「投す」「来朝す」という一居住基盤を異土の政治領域に移したことを示唆する一より直接的で具体的な行為によって支えられ、

国内における彼らの身分（「化民」（神護景雲三年一月己丑条）・「内民」（延暦九年五月庚午条）・「公民」（延暦四年六月癸酉条）・「平民」（延暦一八年二月甲戌等）の形態を規定し、存続させる論理につながるものである。そして、それに伴う実践的な措置もあった。例えば、養老元年、高麗・百濟兵士が「聖化」に投じたことで、終身の給復の措置を受けている。

○史料3 『続日本紀』養老元年（七一七）一月甲辰条

高麗・百濟二国士卒、遭二本国乱、投二於聖化。朝廷憐其絶域、給レ復終身。

また、他にも、「化」に「帰（或いは投）する」ことによって、授位や給物等の処置を受け（天平元年八月癸亥条、延暦一七年六月戊戌条等）、または安置され（宝字四年四月戊午条、宝龜三年四月庚午条、宝龜五年一〇月己巳条、宝龜一〇年九月庚辰条等）、或いは郡を置く（天平宝字二年八月癸亥条等）等がみられる。これらを表3にまとめてみる。

●表3…Bb類

| 番号 | 記事年度 | 「化」の内容 | 措置 | 出自 |
|----|-----------|--------|----------|--------|
| 1 | 天平一八 | 慕化来朝 | 安置・給衣糧放還 | 渤海・鉄利 |
| 2 | 宝字三・九・丁卯 | 帰化 | 願還者給糧放却 | 新羅 |
| 3 | 養老元・一一・甲辰 | 投於聖化 | 給復終身 | 高句麗・百濟 |
| 4 | 天平元・八・癸亥 | 心向皇化 | 授位・賜物位禄料 | 唐 |
| 5 | 天平 | 帰化聖朝 | 寄住大伴卿家 | 新羅 |
| 6 | 宝字二・六・辛亥 | 帰慕皇化 | 量給種子令得佃田 | 夷俘 |
| 7 | 宝字二・八・癸亥 | 帰化 | 置新羅郡 | 新羅 |
| 8 | 宝字四・四・戊午 | 帰化 | 置於武蔵国 | 新羅 |
| 9 | 景雲三・一一・己丑 | 為化民 | 除俘囚名為調庸民 | 俘囚 |
| 10 | 宝龜元・四・癸巳 | 王氏↓帰降 | 除俘囚之名輪調庸 | 俘囚 |

| | | | | |
|----|-----------|----------|--------------|---------|
| 11 | 宝龜三・四・庚午 | 帰化 | 賜村居・被任郡司 | 後漢 |
| 12 | 宝龜五・一〇・己巳 | 帰化 | 授位・居村 | 百濟 |
| 13 | 宝龜一〇・九・庚辰 | 慕化入朝 | 在出羽国・供給 | 渤海・鉄利 |
| 14 | 延暦一七・六・戊戌 | 帰投国家 | 授位・官職・優恤 | 唐 |
| 15 | 宝字二・六・乙丑 | 帰化聖境 | 賜姓 | 後漢・高句麗 |
| 16 | 宝字二・一〇・丁卯 | 慕化来朝 | 賜姓 | 賀羅 |
| 17 | 景雲二・六・庚子 | 帰化 | 授位・賜姓 | 百濟 |
| 18 | 天応元・七・癸酉 | 帰於聖朝 | 賜地・賜姓・改姓 | 内民↓百濟 |
| 19 | 延暦四・六・癸酉 | 帰化来朝 | 在諸国・改賜姓 | 後漢 |
| 20 | 延暦八・一〇・乙酉 | 自投聖化 | 居武蔵・授位官職・改賜姓 | 高句麗 |
| 21 | 延暦九・五・庚午 | 欽清化志同内民 | 改夷姓賜姓 | 田夷 |
| 22 | 延暦九・七・辛巳 | （聖化）随使入朝 | 賜官職・改姓 | 百濟 |
| 23 | 延暦一八・二・甲戌 | 仰慕聖朝航海投化 | 安置・改賜姓 | 百濟 |
| 24 | 宝字元・四・辛巳 | 久慕聖化 | 改賜姓 | 高句麗 |
| 25 | 宝字二・四・己巳 | 貢進聖朝 | 改賜姓 | 高句麗↓帰百濟 |
| 26 | 宝龜九・一二・庚寅 | 帰朝 | 賜姓 | 唐 |

・『続日本紀』参照、その他、5は『万葉集』、14、23は『日本後紀』参照。

しかし、その後彼らは日本国内において、具体的にはどのような身分状態に置かれていたのだろうか。表の記事1・2の放還・放却された例は除くとして、「帰化」以上の中央政権による位置づけ、意味づけが与えられた事例は確認しがたい。ところが、史料4（表3の16）

天平宝字二年の記事からは、少しばかり状況が窺われる。

○史料4 『続日本紀』天平宝字二年(七五八)一〇月丁卯条

美濃国席田郡大領外正七位上子人。中衛無位吾志等言。子人等六世祖父乎留和斯知。自賀羅国慕化来朝。当時。未練風俗。

不_レ着_二姓字_一。望隨_二国号_一。蒙_二賜姓字_一。賜_二姓賀羅造_一。

賀羅国より「慕化来朝」した乎留和斯知の子孫子人・吾志は、律令国家から郡領・中衛に任じられ、子人は位階も授けられている(11宝龜三年四月庚午条等も同様。数字は表3の番号)。にもかかわらず、帰化の時点から「未練風俗」との理由で姓字が着けられていなかった⁽⁹⁾ので、ここにいたって、本国の号を生かした賜姓を望んでいるのである。同様に、15天平宝字二年にも、高麗より転じて「聖境に帰化」して生活を営んだが、その後、同祖の者が数姓に分かれている状態を訴え、天皇からの勅によって「同姓」になろうと望んでいる例をみる⁽¹⁰⁾ことができる(同年六月乙丑条)。これと同じく、日本国内に「安置」されていたとみられるが、さらに天皇から新たな姓を賜うことを願望し、許可される記事が、八世紀後半において著しく目立ってみられ(17神護景雲二年六月庚子条、19延暦四年六月癸酉条、20延暦八年一〇月乙酉条、22延暦九年七月辛巳条、23延暦一八年二月甲戌条等)、24天平宝字元年の勅(同年四月辛巳条)以来の傾向であったと考えられる⁽¹¹⁾。なお、7の場合にも、宝龜11年ごろには賜姓の措置が行われたようである(『続日本紀』宝龜一〇年五月甲戌条)。

一方、以上のように、日本列島外から「化」に帰してきた以外にも、次のようなケースがみられる。

○史料5 『続日本紀』天平宝字二年六月辛亥条

陸奥国言。去年八月以来。帰降夷俘男女総一千六百九十余人。或

去_二離本土_一。帰_二慕皇化_一。或身涉_二戰場_一。與_レ賊結_二怨_一。総是新来。

良未_二安堵_一。亦夷性狼心。猶子多_レ疑。望請。准_二天平十年閏七月十四日_一勅。量_二給種子_一。令_レ得_レ佃_二田_一。永為_二王民_一。以充_二辺軍_一。……

天平宝字二年、「帰降」以来約一〇ヶ月間陸奥国の管轄下に置かれていたらしい夷俘等新来者達は、その後、「種子を量り給ひ、田佃ること得しめ」という措置を経ることで、「王民」として定着させられることとなった。この条に関しては、「種子と田地が支給され、活計を得ることが王化に浴せしめることであり、王民となる条件」と解釈がなされている⁽¹²⁾。しかし、これでは単純な語釈にすぎない。その基底に敷かれている思想的背景が検討されるべきであろう。即ち、「皇化に帰慕」してはいるが、未だ「王民」なる意識はもち得なかったことが読みとれるのではないのか。またこれに関連して、次のような記事が参考になる。

○史料6 『続日本紀』神護景雲三年十一月己丑条

陸奥国牧鹿郡俘囚外少初位上勲七等大伴部押人言。伝聞。押人等本是紀伊国名草郡片岡里人也。先祖大伴部直征_レ夷之時、到_二於小田郡島田村_一而居焉。其後。子孫為_レ夷被_レ虜。歴代為_レ俘。幸頼_二聖朝_一撫_レ運。神武威_レ辺。拔_二彼虜庭_一久為_二化民_一。望請。除_二俘囚名_一。為_二調庸民_一。……

右の神護景雲三年条にみえる「化民」とは、「彼の虜庭」から領内に入っているが、史料5からみて、未だ「王民」としての意識は持っていないかかった状態であろう。そこからまた「調庸民」となるために、俘囚の名を取り除くよう請うている。同じように10においても、「帰降」した者とその子孫がおのずから「調庸の民」となるわけではなく、そ

れに相応する名を請うていた(同年四月癸巳条)。21延暦九年の時にも、「清化を欽」し「内民」となることを志して律令國家の郡領に任じられていたが、夷姓のままだったので「民の例」としては扱われていなかったとしている(同年五月庚午条)。そのように、すでに領土内の民(「化内」の民といえる)であったにもかかわらず、さらに賜姓を願っているが、それは、日本において姓の秩序によって表現される天皇の民(「王化の民」、それが「王民」の段階であるといえよう)となることを意味したのであろう。

先述の16天平宝字二年一〇月丁卯条(また宝龜十一年二月甲午条も参照)から窺えるように、朝鮮半島や中国から帰化してきた人々とつて本国の意識は帰化の後にもかなり長い間持続されていたと考えられる。それは、彼らが日本に「投化」してはいるが、未だ日本の民として認識するまでにはいたらなかった状態を示していると思う。彼らは「投化」・「帰化」し、定着してそれに相当する待遇も受けたようではあるが、「帰化」以上の段階―「王民」の段階―としての意識は持ち得なかつたようであり、それにも関わらず、その状態はそのまま認められ、「安置」されていたと思われるのである。即ち、日本古代國家には、「天皇の民」たる「王民」と、何等かの身分状態で領域内に「安置」されているが、自らを「王民」として認識し得るまでにはいたらない人々とが、同時に共存していたといえる。

ところが、右の9(史料6)、19の場合、彼らは元来「内民(王民)」であった。また、18のような場合も先祖は元来「内民」であったという。いわば、俘囚の名の除去や賜姓を望んでいるということは、彼らが国内で自らの身分を再確立する過程であったといえるが、それ自体、先述した外来人の内民化過程と根本的な差はなかつたようである。ま

た、同じく内民関係の史料として、賜姓を望んでいた記事―天平八年十一月丙戌条、延暦九年七月辛巳条、延暦一〇年正月癸酉条(A類の中の③上表参考)―があるが、例えば、

○史料7 『続日本紀』天平宝字七年八月己丑条

礼政台尹三品池田親王上表曰。臣男女五人。其母出レ自凶族。臣惡ニ其逆党。不レ予ニ王籍。然今日月稍遇。聖沢頻流。当是時也。不レ為ニ処置。恐聖化之内。有ニ失レ所之民。伏乞。賜ニ姓御長真人。永為ニ海内一族。……

とあるように、理念的には、やはり同じく「王化」の思想が基盤にあつたのである。

以上で考察してきたように、「化に帰した」ので、居住地が与えられ、中央や地方の官職も与えられたということが、直ちに天皇の民(王民)になることを意味するのではなかつた。従つて、今までの研究において、「帰化」＝「王(民)化」というように同一視し、同一線上で解釈しようとしてきた点は見直されるべきであろう。即ち、集団或いは個人レベルで「帰化」「帰投」した段階と、「王民」の段階とは別の次元で考えざるを得ない。

今までの考察により、八世紀における「化」の様態については、大略次のようなことが指摘できる。

諸蕃に対して、また国内統治において、中国的な統治理念を表した「化」―A類と、その「化」理念の実践的側面として記されたB類とがある。そして、B類の中には、「化」のイデオロギーを律令國家側から強制・教諭する性格を持つBa類と、自らの意志に基づいている

Bb類とに分類することができた。その中でも特にBb類は、諸蕃人の「帰化」「投化」「化帰」「化来」(夷狄の「帰降」等)と表現される、日本列島内の「化内」の領域への「マウク」「マキオモムク」(『日本書紀』古訓)、それに対して行われる政策的措置(地理的安置・給与等)の過程として表れているのである。

しかし、何よりも日本古代国家においてより注目される点は、領内民(「化内民」)から「王民」となるために、もう一つの「王化」(天皇の民になるため適用される「化」(C類)) (王民化：表3の番号15以下においてみられる)に浴さなければならなかったことであろう(左参照)。

I、地理的移動

※「帰化」「投化」「化帰」「来帰」等の「化」の概念が適用される。

←・・・(Bb類)

II、国郡(村)等に安置

※給復・賜物

※集团的安置のために一定の場所(郡や村等)が用意された。

※有力者は授位せられ、官職にも任じられた。

←

III、賜姓(改賜姓)

※「王民化」、日本的姓の秩序への編入(C類)

以上のような過程において、

「化外人」↓「化内人」(「帰化人」)↓「調庸人」(「公民」・「平民」)⁽¹⁹⁾ ↓「天皇の民(王民)」

という変化を考えることができる。

二 「化」概念の特徴

以上のような「化」の過程に関する理解を深めるために、それが中国的概念の借用であるにせよ、日本古代国家においていかなる脈絡で受け入れられ、用いられてきたかを検討してみたい。

法制史料を中心に考察すると、日本における「化」の概念に関しては、次のような特徴が指摘できる。

1、

○史料8 戸令44化外奴婢条集解

凡化外奴婢。自来投レ国者。悉放為レ良。……若是境外之人。(謂亦與二化外一同也。罪無レ別。古記云。境外之人。與二化外二種無レ別。)

先於二化内一充レ賤。……

右の戸令44化外奴婢条集解から、「境外の人」は「化外」の人と同様な扱いをされたことと捉えることができる(義解、令釈、古記)⁽²⁰⁾。また、「境外之人先於二化内一充レ賤」によって、「境外」と「化内」とは対立視する概念であったと理解される。「化内」とは「境の内」という意味になるだろう。

そして、それを裏付けてくれる実例としては、

○史料9 『続日本紀』天平宝字二年(七五八)六月乙丑条

……今年足・人勝等先祖。……於難波高津宮御宇天皇之世。転レ自高麗。帰「化聖境」。本是同祖。今分「数姓」。……

この「帰化聖境」の表現、また、他にも、

○史料10 『続日本後紀』承和九年(八四二)正月乙巳条

……其後於「呂系等化来」云。己等張宝高所レ撰嶋民也。宝高去年十一月死去。不レ得「寧居」。仍參「着貴邦」。……縦境外之人。為レ愛「土毛」到「来我境」。須「欣」彼情「令」得「其所」。……とみえる意識、また、

○史料11 『続日本後紀』承和九年(八四二)八月丙子条

……望請。新羅国人。一切禁断。不レ入「境内」。報曰。德沢泊「遠」。外蕃帰化。專禁「入境」。事似「不仁」。……

という、大宰大式從四位上藤原衛上奏四起請にみえる意識等から、「境外」から「境内」の地に入ってくる―「化内」地への移動、それが即ち、「帰化」を指していたことがわかるのである。

2、

○史料12 公式令8六官人父母条集解

凡官人父母。病患危篤者。不レ得「差」充遠使。(謂。化内遠使也。積云。化内遠使也。一云。絶域也。化内臨時処分也。古記云。危篤。謂重病也。遠使。謂絶域也。化内者臨時処分耳。……)

公式令8六官人父母条集解によると、「化内」と「絶域」とは対立する概念である(古記、令積)。そして実際、「絶域」とは唐(『続日本紀』慶雲元年十一月丙申条、慶雲四年五月壬子条、宝龜七年四月壬申条)、或いは朝鮮半島の高句麗・百濟(『続日本紀』養老元年十一月甲辰条)との間の地理観として表されている。

以上のことから、「化」に対しては概ね、政治的性格以前に地理的

概念の意味合いをもったものとして捉えることができる。これについては、日本古代国家の領土観念、領域的整備との関わりが指摘できよう。

従って、史料にみえる「王化」「帰化」「朝化に帰する」というのは、まず第一次的には、「化内」(境内―支配領域)での定着を認められ、そこで物質的な供給に与かった段階であったといえる。養老職員令の中で、中央において「蕃客」の事を司る玄蕃頭の職掌には「帰化」がみられないが、同令大宰帥と壱岐対馬日向大隅等の国守の職掌の中には「帰化」の規定があるのも、令で想定する「帰化」自体、律令国家の境界にやってくる「諸蕃人」を直接担当するということを意味した表現であったであろう。つまり「王の民」あるいは「王の制定した札の秩序づけ」とは、その段階を別にしていたと理解しなければならぬ。そこにおいて「化」のイデオロギーは、「帰化」してきた人々を、「化内」の領域に定着させ(Ⅰ→Ⅱ)、引き続き、「王(民)」(Ⅲ)に収斂させる過程を通じて具現化されたといえる。

三 「王民化」の過程

「王民」ではないが、何らかの形態をもって、様々な類の人々が古代国家の領土内に共存していたことがわかった。そして彼らに対する処分や位置づけ等は、支配者がその権力を支えていく上で重要な問題であったと考えられる。当時は、朝鮮半島の情勢とも絡みあって多数の「化に帰して」くる人々が生じ、また、列島内では征服事業によって「降帰して」くる人々も少なくなかったからである。そして、このように新しく領土の民になった人々は、また日本の姓をも求め、「王民」

になることを望んだ。その「帰化(或いは降帰)人」から「王民」まではほぼ類似したコースを辿ったようである。「帰化」から「王民」化までのプロセスは、大体以下のように説明される。

1、 Ⅰの段階で適用されうる律令の規定として、「衣糧を給す」
「寛国において貫に附し安置する」といったものが挙げられる。

○史料13 戸令16没落外蕃条集解

凡没_レ落外蕃_一得_レ還。及化外人_一帰化者。所在国郡。給_二衣糧_一。

具_レ状登_二飛駅_一申奏。化外人。於_二寛国_一。附_レ貫安置。……

2、そして、「帰化」を認められ「化内の民」となった。その「化内民」は、「律令制的身分秩序」の中では、良賤のいずれかの身分として扱われたとみられる。その段階における法的措置は、以下のようなものが窺われる。

○史料14 賦役令15没落外蕃条

外蕃人_一投化者_一復十年。

とある。ところが実例では、本条集解に、「百濟高句麗敗時投化者_一終身免除、自余依_レ令」(「古記所引」靈龜三・一一・八太政官符、先述の史料3参照)、「百濟王等_一課_二雜徭永免除_一」(「私説所引」延暦一六・五・二八格)との事例が挙げられているように、特に永久免税という優遇処置がとられている。これについては、天皇権のイデオロギック的高揚の事業との関連が考えられる。即ち、「化」に従う意味を強調し具体的な待遇をみせることによって、新たな天皇の民として編入しようと、期待したのではないかと推測される。

3、そして、

○史料15 賦役令10辺遠国条集解所引古記

化外人_一投_レ化復十年。復訖之後。課役……華夏百姓_一種也。²²

とあり、日本においては中国のような「蕃戸」⁽²³⁾がなく、復一〇年の後には直ちに一般の内民と同様の扱いをされたのも、一つの特徴といえよう。

4、また、戸令44化外奴婢条によって、化外奴婢の「自来投_レ国」の場合は「良」とされるのであった(凡化外奴婢。自来投_レ国者。悉放_レ為_レ良。即附_レ籍貫。本主雖_レ下_レ先来投_レ国。亦不_レ得_レ認。……)。

以上は、領内にやってきた「化外人」、また「帰化」・「赴化」してきた者に対する優遇・「安置」の過程とみられる。しかしながら、未だ「王民」としての認識がない段階である。つまり「帰化」とは、「王民化」の前段階的な「必ずしも「王民化」へ進むと断言できないが」性格のものであった。いわゆる「帰化人(投化人)」達は、「王民」或いは非(未)「王民」の「化内人」となったのである。

5、また、賦役令15没落外蕃条には、「外蕃之人_一投_レ化者_一復十年。其家人_一奴被_レ放附_二戸貫_一者_一復三年」以外にも、元来は内民であったが、「外蕃に没落して、還るを得」た者に対して、「一年以上復三年、二年以上復四年、三年以上復五年」という処置を行うように規定している。このように、以上1〜5の過程全般を含めて、「帰化人」の内国定着の過程と、内民の再定着の過程の間には、法規定の上でも、また集解諸説の認識の上でも、特別な差を設けようとした形跡はみあたらない。そればかりか、先に述べた通り、「王民」となすためのルート_二姓の賜与_一に関しても、「諸蕃」、「夷狄」等の「化外」の民と他の「化内」民とを特別に区別しようとしたことはなかったのである。⁽²⁴⁾むしろ、両者はともに、古代国家内部での位置関係という側面より、王権との関係においてどのような位置づけにあったのかを重視していたように思われる。従って、B b類25の場合のように、日本政府に対して、「化」

によらず、「貢進」されたケースにおいても、また、Bb類22のように、「帰化」とみるよりは、元来「使に随い入朝」した由来をもっているケースにおいても、「王民」となるためのコースはほぼ同様に開かれていたといえよう。⁽²⁵⁾ これらの意味することについては、当時の律令政府内の権力関係、その中で王権の問題が問われるべきであると思う。即ち、日本古代国家の「王民」の構造というのは、単に諸蕃または夷狄を従属・差別しようとした「外部限定」⁽²⁶⁾的な性格（中国的次元といえよう）だけでは説明することはできない。「化」内部の構造の中にも特に天皇との個別的・特定のな関係を設定しようとしたというところから、日本古代国家に特徴的な様態が表出されたと捉えられよう。

先述の史料から明らかになったように、「夷狄」らにとつて「王民」になることは、「調庸民」になることを意味していた。「夷狄」等に対する差別的認識⁽²⁷⁾は否み難いが、いずれにせよ、彼らは自ら「王民」になること、換言すれば、王権に淵源する身分としてのアイデンティティ⁽²⁸⁾を持ちたがっていた。また、本国名を持ち続け、I↓II段階においても内民との差別がほとんどみられなかった蕃姓系の人々が、その出自や帰化の由来を明かしながら改賜姓を望んだ理由には、律令制国家の単なる公民ではなく、王権につながる特殊な身分の埒内に入り、それによって自らのアイデンティティを再確立しようとした意図が窺われる。またそのことは、古代国家が民全体に対してではなく、個々に或いは、部分部分において王権との結びつきを成していった過程⁽²⁹⁾に相乗じて行われたという点も、指摘できる。

このように、日本古代国家の「化」については、権力の所在をより具体化しようとした王権の意図と、それに乗じ、自らの位置づけを再確認しようとした統治対象たる民の意志という、両側の面から理解さ

れるべきであろう。

今までの検討をまとめてみる。

1、「化内民」たる段階—即ち、日本列島内の中央政権の統治力が及ぶ範囲にその定住が認められる段階（I、II）と、天皇との関係が確認されることによって認識される—「王民」たる段階（III）とが分離されていた。

2、「化外」という語は、「天皇の教化を被らない」或いは「律令格式を同じくしない」⁽²⁹⁾といったように説明されてきているが、中国的な理念の次元以上の、日本の個別具体的な用例を説明するには必ずしも十分でないように思われる。日本における「化」の概念は、第一次的には、空間的・地理領域的な性格のものであったと理解される。⁽³⁰⁾日本の律令国家の「化内」に関する認識は主に、中央政権の統治力が包摂・把握している、あるいはそうすべき領土概念の上に成り立つものであった。

3、日本の律令国家は、中国的な統治理念に基づいた「化内」の地の一般民とは別の次元で「王民」⁽³¹⁾、「天皇の民」を設けていた（少なくとも、それを設けようとした）。その「王民」とは、ただの「化外の民」に対する語⁽³²⁾ではない。つまり、「化内」地で中央政府が把握する対象一般それ自体ではない。より限定された特殊な関係—主に天皇の賜姓によって確認させられる関係⁽³²⁾—を認められることによって存続しようとする、あるいは存続させられる人々だったのである。⁽³³⁾

中国的華夷意識、または帝国秩序の貫徹という側面を重視する視点から、従来八世紀の対新羅關係は、度重なる緊張と衝突というふうに述べられてきた。しかし、その緊張というのも、当時の両国の關係を大きく揺さぶるほどのものではなかったことは、八世紀を通じて相續く使節派遣の事実が裏付けてくれる。

かつて日本古代国家の対外認識を説明するために提起された「古代帝國主義」論や「華夷」論等にはむしろ、中央政府側の国内情勢に対する認識体系―多数の移民の問題を抱えている中で権力の安定化をはかる―が窺える部分があった。いままで「化」の理念に関する理解は主に、多く列島に渡ってきた人々に対する包摂の論理（「帰化」と一元化され、または、列島内における異民族問題（対立と差別、王権と外来人の問題として）に関連させられてきた。しかし、日本古代国家の「化」の論理に対しては、少なくとも二次元において考察されなければならぬ。まず、列島内外の、その秩序の外郭に置かれていた人々を内部構造に編入する過程で、主に「帰化」と表現される論理を以て包摂或いは排除しようとした側面である。さらにまた、天皇権の所在を正当化させながら、「天皇の民」になるという特殊な意味合いを強調するイデオロギーとしての側面があったということである。

以上、日本における「化」の概念とは、主に「帰化」と表現される行為（外部から内部へ）と、また、天皇個人との人格的身分關係を結ぶ（内部構造の中で）過程ではじめて認められるもう一つの段階―「王民化」―という両面において、理解されるべきものであった。

注

(1) 国際的政治思想である「華夷思想」については、かつて石母田正氏が論じ、「天皇と諸蕃」『日本古代国家論』第一部、岩波書店、一九七三、初出は一九六二、近年では酒寄雅志氏の論考がある（「華夷思想の諸相」『アジアのなかの日本史』五、東京大学出版会、一九九三）。

(2) 石母田正氏の古代における「世界帝國主義」論以降（『日本の古代国家』岩波書店、一九七二、『日本古代国家論』一、二、岩波書店、一九七三）、「古代帝國主義」の国家論（石上英一「古代東アジア地域と日本」『日本の社会史』岩波書店、一九八七）の展開等。そのような研究の流れと、それに対する批判などについては鬼頭清明『日本古代史研究と国家論―その批判と視座―』（新日本出版社、一九九三）参照。

(3) 石母田正「天皇と「諸蕃」前掲、石上英一「古代東アジア地域と日本」前掲、武広亮介「日本古代の「夷狄」支配と「蝦夷」」『歴史学研究』六八四、青木書店、一九九六、五月）等。

なお、小林隆氏によると、夷狄身分、化内・化外の対立構造が創出されたのは浄御原令制（良人集団（階級的対立關係にある在地首長―共同体成員をふくむもの）が民族集団としての性格を強め、化外人（夷狄と諸蕃）が排除され、良人集団が化内人としての性格を持つ段階以降とされた（同氏「律令制下の化内・化内人について」『新しい歴史学のために』二二二、京都民科歴史部会、一九九三、二月、一〇頁）。

(4) 日本古代国家における「化」の論理については、主に異民族と王権の間の問題として取り扱われてきた（例えば、伊藤循「古代王権と異民族」『歴史学研究』六六五、一九九四、二頁）。しかし、本稿においては、単に異民族と王権の間の問題としてだけではなく、それらを含む化内民全体と王権の問題としても取り上げてみたい。特に八世紀には、王権に就つてこのような関連づけに意味のある時代であったと考えられ、日本古代国家の王権の性格についても共に窺うことができると思う。

(5) 金翰奎「中国」概念を通して見た古代中国人達の世界観『全海宗博士華甲記念史学論叢編「史学論叢」、ソウル一潮閣、一九七九、同氏「四夷」概念を通して見た古代中国人の世界観』『釜山女大論文集』一〇、一九八一参照。

(6) 直木孝次郎他訳注『続日本紀』四（東洋文庫五四八、平凡社、一九九二）二四頁参照。

(7) 同じく「化」の概念が用いられても、教諭・服従の対象となる面は、蕃系出自の者と明確に区別される点であるといえよう。

(8) 彼らが特に郡司の職に任命されたことについては、在地における郡司らの独立的、自治的性格と関係があると思われる。なお、郡司任命にみえる、天皇への「服属儀礼」的性格（早川庄八「選任命・選叙令と郡領の「試練」」、『日本古代官僚制の研究』岩波書店、一九八六、初出は一九八四、大津透「古代天皇制論」、『岩波講座日本通史四、古代三』一九九四、二四八頁参照）からも、彼らの郡司任命における特殊な意義が考えられる。

(9) 本国の名を生かした姓の付け方は、中国の場合にもみられる例である。堀敏一「中国と古代東アジア世界 中華的世界と諸民族」（岩波書店、一九九三）二六七頁以下参照。

(10) また『日本後紀』延暦一八・二一・甲戌条には次のようにみえる。
甲斐国人止彌若虫、久信耳鷹長等一百九十人言。己等先祖。元来百濟人也。仰慕聖朝。航海投化。即天朝降綸旨。安置撰津職。後依丙寅歲正月二十四日格。更甲斐国。自爾以来。年序既久。伏奉去天平勝宝九歲四月四日勅。其高麗百濟新羅人等。遠慕聖化。求附我俗。情願改姓。悉聽許之。而已等先祖。未改蕃姓。伏請蒙改姓者。賜若虫姓石川。鷹長等姓広石野。又信濃国人外従六位下卦……言己等先高麗人也。小治田。飛鳥二朝庭節。帰化来朝。自爾以還。累代平民。未改本号。伏望依去天平勝宝九歲四月四日勅。改本姓者。賜真老等姓……
即ち、「高麗百濟新羅人等」は投化して安置・貴附され、さらに「蕃姓」

を改められたケースもあるが、帰化来朝の後にもそのまま「累代平民」として「本号」を維持していた例もあったのである。

(11) この勅に關しては以下のような研究が参考になる。

村尾次郎「氏族崩壊に現れたる帰化人同化の一形態―新撰姓氏録編纂に至るまで―」（『史学雑誌』五二―八、一九四二）、平野邦雄「八世紀の帰化氏族にたいする賜姓」（『大化前代社会組織の研究』吉川弘文館、一九六九）、義江明子「律令制下の公民の姓秩序」（『史学雑誌』八四―一二、一九七五）、伊藤千浪「律令制下の渡来人賜姓」（『日本歴史』四四二、一九八五）、田中史生「律令国家と「蕃族」―渡来系氏族の姓と出自の問題から―」（『日本古代の国家と祭儀』雄山閣、一九九六）。

(12) 天平宝字年間、仲麿政權下で蕃姓者がほとんど倭国人姓に転換したといわれる（伊藤千浪「律令制下の渡来人賜姓」前掲、森公章「古代日本における在日外国人観小考」高知大学人文学部人文学科「人文科学研究」第三号、二二頁以下参照）。なお、奈良時代後半においては、「皇帝」の例（『続日本紀』等）が集中してみえるなど（日本儀制令一「天子条」によると、「皇帝」とは「華夷所レ称、……」である）、仲麻呂政權の下で、天平宝字年間以降に儒教的政治理念と共に、王化思想、王民化のアイデアロギー的強調が見受けられる。

(13) 石母田正「日本の古代国家」前掲、二九四頁、吉村武彦「律令制的身分集団の成立」『講座・前近代の天皇』三、青木書店、一九九三、二八・九頁参照。この「王民」に対する語釈には、『新日本古典文学大系 続日本紀』三（岩波書店、一九九二、二五四頁注二）の、「王化に帰し、その教令に従う民。王権にたいし奉仕と服従の関係を結ぶ。化外の民に対する語で、狭義の公民（公戸の民、編戸の民）よりも更に広い概念」とがある。通説的には、『日本書紀』大化二年八月癸酉条「……始於祖子。奉仕卿大夫臣連伴造氏々人等（或本云。名々王民）」にみえる「王民」に拠って、豪族層と一般民衆とを「王民」の構成部分とする（水林彪氏の場合、諸豪族のことであると）、律令国家において「公民」という

語に置き換えられ一般民衆を包含しうる概念に変容したとされた(同氏「日本書紀」における「公民」と「王民」、『日本史研究』三九三、一九九五)。いずれも、この「王民」から律令国家の「公民」へ変化したと捉える考え方が一般的な傾向のようである(公民に対しては、通説的に律令国家の統治対象となる民衆として、戸籍に編附され、口分田を班給され、課役を徴収されたという見解が示されている。例えば、吉村武彦「律令制的身分集団の成立」前掲、佐々木恵介「律令制下の公民について」山中裕・森田梯編『論争日本古代史』河出書房新社、一九九一)。しかし、『日本書紀』記事の「王民」から「続日本紀」時代以降には、「公民」の語へと置き換えて考えるならば、史料5の天平宝字二年の段階に「王民」とあるのはどのようにみるべきかという疑問を残す。「王民」と「公民」に対しては、その実体が如何にせよ、それに付与された意味は異なっていたと考えざるをえないのである。つまり、「王民」とは、支配する主体が王権であつて、それに所屬させられた存在を示す表現であり、「公民」とは、広く国家に対して義務(課役等)を負う民一般を指す概念であつただろう。律令国家においても「公民」とは別の次元で、王権が、絶えず、「王化」によつて存続する意味を強調する存在を設け、それが八世紀段階にみえる「王民」に対する認識であつたといえよう。

(14) 本条等によつて、俘囚Ⅱ「化民」、また、B b類10(宝龜元年四月癸巳条)によつて、俘囚の名をもつ状態では、「化民」と評価されていても「王民」でなかつたこと、俘囚の名を除いてから、「調庸民」となることがわかる(吉村武彦「律令制身分集団の形成」前掲二七頁以下参照)。また、『類從国史』一九〇、弘仁四年(八一三)一月庚午条の勅「夷俘之性、異_レ於平民」、雖_レ從_二朝化_一、未_レ忘_二野心_一」、同弘仁十三年九月癸丑条「己等自_レ帰_二朝化_一、経_二二十箇年_一、漸染_二皇風_一、兼得_二活計_一、伏望_二為_二編戸民_一、永從_二課役_一」も参照。

(15) 例えば、天平宝字八年七月甲寅条によると、新羅国から「投化」した百姓が、新羅をまだ「本国」と語っていたこと等である。このような事

例から、彼らがあくまで「在日外国人」として認識されていたという指摘もある(森公章「古代日本における在日外国人観小考」前掲参照)。

(16) 律令国家成立期の百濟王や高麗王、また唐人等の特別なケースを除いて、八世紀以降に基本的に「帰化」一世者が賜姓の対象とはされていなかったという指摘があるように(田中史生「律令国家と「蕃族」―渡来系氏族の姓と出自の問題から―」『日本古代の国家と祭儀』雄山閣、一九九六年、二六四頁参照)、彼らは、帰化後も賜姓を経ないで、蕃姓をもつ「渡来系氏族」でありつづけたという面がみうけられる。

(17) 石母田正「天皇と「諸蕃」」前掲三三四頁、平野邦雄「帰化人と渡来人」(『帰化人と古代国家』吉川弘文館、一九九三)等。

(18) 賜姓(改賜姓)に関する先行研究の主な視点は、天皇(王権)との関係においてであつた。姓は、天皇に対する個人の從屬奉仕の関係を明示し、王権との直接的な関係を標識するという見方が中心であり(石母田正「古代の身分秩序」『古代史講座』七、学生社、一九六一、加藤晃「我が国における姓の成立について」坂本太郎博士古稀記念会編『続日本古代史論集』上、吉川弘文館、一九七二、湊敏郎「律令的公民身分の成立過程」『姓と日本古代国家』吉川弘文館、一九八九、吉村武彦前掲「律令制的身分集団の成立―王民から公民へ」等)、本稿においてもこの点を重視したい。

(19) B b類9の「調庸民」と、19延暦四年六月癸酉条にみえる「公民」と、23延暦一八年二月甲戌条にある「平民」とは同一の性格のものとして捉えることができる(『日本後紀』弘仁二年八月癸酉条「勅、諸国浮浪人、若遭水旱者、准・平民。免・調庸。……」や、弘仁二年閏二月乙巳条「紀伊国人紀直祖刀自売之子嗣宗言。天下之人、皆承父姓。身為公民。長貫調庸。……伏望因親母之居。賜姓藤代宿祿。勅賜吉原宿祿。貫于長京。」などによつても、「平民」・「公民」とは「調庸の民」と同一視できると思ふ)。

(20) 公式令集解國有瑞条「凡國有……境外消息者。各遣使馳駢申上」にも、

所引の朱説には「境外消息。謂化外之人等来と化類。……」とある。

(21) 石母田正『日本古代国家論』第一部、前掲三〇三頁参照。

(22) 田中史生氏は、『延喜式』巻二五主計式下、某国司解申預計某年大帳事から、「復」適用される「帰化人」は公戸に付された公民であったこと、また、「復十年」間の「帰化人」は、公戸に付されているのだから、彼らがその段階においてすでに公民身分であること、即ち古記で「帰化人」が、「華夏百姓」とされているのは、「復十年」後のことを指しているのではなく、公戸に付された段階からのことを指していると述べられた(同氏「律令制下における「帰化人」と「復」」(『國學院大学大学院紀要』文学研究科第二六輯、一九九五、二月、二八五頁参照)。

(23) 堀敏一『中国と古代東アジア世界』参照。

(24) 「日本で外国人が王から姓を賜うことによって容易に公民に編入され得た面」(石母田正『日本古代における国際意識について』(『日本古代国家論』一、前掲三三四頁)、官職・給与など相当の優遇の措置、内民とほとんど区別がつかない待遇をうけたこと(もちろん七世紀後半滅亡以降の高麗・百済系の渡来人に対するものが多かったが)(森公章『古代日本における在日外国人観小考』前掲)などの指摘も参考になる。伊藤氏「藤原氏は、蕃姓をもつ帰化系住民において、(中国における帰化人はすべて中国風の姓をつける原則であるが)日本では本国における姓がそのまま日本における姓とされたのは、天皇の權威を維持する意義をもっていたが、さらにそれを倭国人風の姓に改賜姓することにも特殊な意義があった、賜姓の主体たる天皇の權威の強化」と関連させて指摘している(同氏「古代王権と異民族」前掲)。

(25) また、八世紀の例ではないが他にも、自発的な「帰化」の意志はみえないにもかかわらず、「帰化の例」に準ずる扱いを受けたとみられるケースがある。例えば、『三代実録』貞観一二年九月甲子条、貞観一六年七月甲辰条、貞観一八年八月丁未条等。

(26) 石母田正『古代の身分秩序』前掲、二九一頁参照。なお、氏は、東北

のエミシンの征服・服属の記事の中にみられる「王民」(「皇民」)——という觀念が、夷狄との対立を契機とする觀念であり、良民身分集團を外に対して限定したものにはかならないと述べられた。即ち、石母田正氏は、王民と良民として捉えているが、私見では、王民とは良民よりさらに限定された概念であったと考える(王民(良民))。

(27) 梅村喬「天皇の呼称」(『講座前近代の天皇』第四卷、統治的諸機能と天皇観、青木書店、一九九五)三三三頁参照。

(28) 『続日本紀』の改賜姓記事三七三例の中で、個人名による改姓が一六三(全体の四三%であり、「一般に個人を単位とし、……小家族の戸主を単位に改姓した」という指摘(阿部武彦「上代改賜姓の範囲について」『史学雑誌』五五一一)のち『日本古代の氏族と祭祀』一九八四、吉川弘文館収録)や、また、天武朝の八色姓からの改姓は、ほとんど個人単位で……氏の一部のものが別氏となつて本氏から分かれ、さらにそのうち一人が官位の榮進によつてふたたび改姓されるという順序をへたものである、との指摘(喜田新六「八色之姓制定以後における賜姓の意義」『姓の性格の変化と氏族の分合』『中央大学文学部紀要』一四・二〇)が参考になる。また、五位以上の官人において、天皇との直接的な関係、天皇と官人個人との人格的結合関係を指摘した研究(大津透「古代天皇制論」前掲、二四二頁)等も参考になる。

(29) 小林隆「律令制下の化内・化内人について」前掲参照。

(30) 例えば、平野邦雄氏は、「帰化」とは、……、内民化のための手続きを経て、その国の礼・法の秩序に帰属させるという、一連の行為ないし現象をいうのである。「帰化」または「帰化人」という概念は、……政治現象であり、「渡来」または「渡来人」というような、物理的な移動を示すことばでは、歴史用語とはならないであろう」と述べられた(同氏「帰化人と渡来人」前掲)。しかし、『続日本紀』などの五国史の記事にみえる「帰化」を、「政治現象」とみるのは、その用語に付与された政治的、歴史的意味に捕われすぎているためであると思う。事実関

係の上ではむしろ、自らの意志による移住という意味で捉えた方がより適切な場合が多い。名例律疏議にみえる元来の中国的「化」の概念には、「別君長」を立て、各々「風俗」があり、「制法」も同じでない、という一即ち、政治・法律・文化の各方面において異質であるという一意味合いをもつていた。また、『大唐六典』巻一八、鴻臚寺典客署の令の職掌の中にみえる「帰化在蕃者」が、日本においては想定できなかったことも（「在京夷狄」となっている）、中国的な「帰化」概念と日本の「帰化」の意味は違っていたからであろう。つまり、日本古代国家においては、「境内」地での居住自体が、「帰化」と認識されうるもつとも基本的な前提であったのである。従って、『古事記』を参照しても、「帰化」の表現はなく、三例のすべてが「参渡来」（マキワタリキツ・マウク）とみえること（これについては、『書紀』のオノツカラマウク・マウクと何ら概念に差はない（平野邦雄『大化前代政治過程の研究』）と指摘された）も、日本における「帰化」とは「渡来」（マキワタリキツ）と同様な意味の地理的移動の概念であったからであろう。

(31) 『新日本古典文学大系 続日本紀』三、前掲、二五四頁注二参照。

(32) 賜姓に際しては多くの場合、その居住地名が示され、かつ天皇の許可を蒙るという構造がとられた（延暦一〇・正・癸酉条、貞観九年二月一六日条『平安遺文』一五二、讃岐国司解など参照）。これは即ち、その地域が天皇の化の及ばず範囲であるという意義を同時に持つことでもあったと考えられる。古代国家の領域確定事業の中で、八世紀後半以降には、主に賜姓を通じてその地域に対する「天皇の民」を、確定・認識させるという過程があつたとみられる。

(33) 「化内」において「王民」集団から排除されていた人々（賤民・無姓の人々・居住外来人等）をどのように位置づけるべきかについては、今後の検討課題としたい。

[本稿は一九九六年十一月の第九四回史学大会日本史部会での報告によるものである。]